国 土交通省令第五十七号

条 同 法 ように定める。 及び第七十条の 住宅 第三十四 宿 泊事業法 条第二項及び第五十九条第二項におい 規定に基づき、 (平成二十九年法律第六十五号) 第二十五条第一項第十一号、 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の て準用する場合を含む。)、 部を改正する省令を次 第三十八条、 第三十三条第二 第四 項 +

令 和 五年七月十九 月

 \mathcal{O}

玉 土交通大臣 斉藤 鉄夫

玉 土交通 省関 係住宅宿 泊 事 *業法: 施 行規則 \mathcal{O} 部を改正する省令

うに改正する。 玉 土交通省関 係住宅宿泊事 業法施行 規則 (平成二十九年国土交通省令第六十五号) の 一 部を次 のよ

改め、 規定 傍線を付 次の \mathcal{O} 改正 傍 表により、 線 後欄 た規 を付 に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていない 定 L た部が 改正 (以 下 前欄 分 のように改め、 「対象規定」という。 に 掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順 改正 前 欄 は、 及び 当該 改 正 対象規定を改正後欄 後欄に対応して掲げるその 次対応する改 に掲げ ものは、 るも 標 正 後 記 欄 \mathcal{O} 部 これを加 0 に掲 分に二重 ように げる

える。

登 録申請書 0 添 類 改 正 後 (登 録 申 請 0 添 付書 類 改 正 前

が付書

二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成、その者に対し、住民票の抄本若しくは個人番号カード(行政手続に 法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは第二項において同じ。)のうち住民票コード以外のものについて、同)第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第二十八条構保存本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号 を証明する書類を提出させることができる。)の写し又はこれらに類するものであって氏名、 国土交通大臣は、 第九条の二第三項第一号イ及び第二十八条第二項において同じ 登録申請者(個人である場合に限る。)に係る機 生年月日及び住所 2

3 (略)

ない者) (住宅宿泊管理業を的確に遂行するため の必要な体制が整備され てい

|の各号のいずれかに該当する者とする。 法第二十五条第一項第十一号の国土交通省令で定める者は、 次

次のいずれにも該当する者

もの(以下「登録実务構習」ない。これでは大臣の登録を受けた条から第九条の五までの規定により国土交通大臣の登録を受けた。

する契約の締結に関する実務に従事した期間が通算して二年以上人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分の取引又は管理に関 である者でないこと。

第六条

法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは第二項において同じ。)のうち住民票コード以外のものについて、同)第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第二十八条 とができる。 ものであって氏名、 いう。第二十八条第二項において同じ。)の写し又はこれらに類する 二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カード おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 構保存本人確認情報 ||十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをはける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成その者に対し、住民票の抄本若しくは個人番号カード(行政手続に 国土交通大臣は、 生年月日及び住所を証明する書類を提出させるこ 登録申請者 (住民基本台帳法 (個人である場合に限る。 (昭和四十二年法律第八十一号である場合に限る。)に係る機

3 • 4

ない者) (住宅宿泊管理業を的確に遂行するための必要な体制が整備され 7 V

第九条 一 新星をSTVり)を11:1:1:1/2 - 1:1:1:1/2 - 1:1/2 - 1:1/ 法第二十五条第一項第十一号の国土交通省令で定める者は 次

保するための必要な体制が整備されていると認められない者 管理受託契約の締結に係る業務の執行が法令に適合することを 確

ると認めた者でないこと。 国土交通大臣がイ又はロ に掲げるも 0) と同等以 上の能 力を 有す

(略)

(登録の申請)

九条の二 (以下「登録実務講習事務」という。)を行おうとする者の申請によ 前条第一号イの登録は、登録実務講習の実施に関する事務

登録実務講習事務申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載し前条第一号イの登録を受けようとする者(以下この条において「 た申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

登録実務講習事務申請者の氏名又は商号若しくは名称及び住 所並

びに法人にあっては、その代表者の氏名 登録実務講習事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

登録実務講習事務を開始しようとする年月日

3

ロ 登録実務講習事務申請者の略歴を記載した書類イ 住民票の抄本若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものである場合においては、次に掲げる書類 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

法人である場合においては、 次に掲げる書 類

役員の氏名及び略歴を記載した書類申請に係る意思の決定を証する書類株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代発記事項証明書 _わる書|

面

る者であることを証する書類 講師が第九条の四第一項第二号イからハまでの いずれ かに該当す

類及び概要を記載した書類 登録実務講習事務以外の業務を行おうとするときは、 その業務の

へ 略

(新

- 3 -

五. あることを誓約する書面 登録実務講習事務申請者が次条各号の いず れにも該当しない . 者で

その他参考となる事項を記載し た書類

(欠格条項)

第九条の三 第九条第一号イの登録を受けることができない。 次の各号のいずれかに該当する者が行おうとする講習は、

その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起法又は法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ 法又は法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せら

算して二年を経過しない者

暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(次号において「第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律その取消しの日から起算して二年を経過しない者 第九条の十三の規定により第九条第一号イの登録を取り消され、

暴力団員等」という。)

五四

第三号までのいずれかに該当する者があるも 法人であって、登録実務講習事務を行う役員のうちに第暴力団員等がその事業活動を支配する法人 一号 か 5

(登録の要件等)

第九条の四 請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしな九条の四(国土交通大臣は、第九条の二第一項の規定による登録の申

ければならない。 のであること。 第九条の六第三号に掲げる基準に適合する講習を行おうとするも

講師が次のいずれかに該当する者であること。

を有する者 弁護士であって、 管理受託契約の締結に係る実務に関する知識

住宅宿泊管理業に二年以上従事した経験を有する者であって、

(新

(新 設

力を有する者 管理受託契約 \mathcal{O} 締 結 \mathcal{O} 実 務に 関 L 適 切に 指 導することができる能

2 記載してするものとする。 第九条第一号イの登録は、登 ハ イ又は口に掲げる者と同 □ 録 実 務 上 が講習登記 登簿に が及び経験 に次に掲げる事項経験を有する者 を

-)の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに法人にあっては、一 登録実務講習を行う者(以下「登録実務講習実施機関」という一 登録年月日及び登録番号 、 う。 そ
- 登録実務講習事務を開始する年 登録実務講習事務を行う事務所の名称及び 所 在地

月

日

の代表者の氏名

録の更新

日の九十日前から三十日前までの間に申請書を提出しなければならな項の登録の更新を受けようとする者は、前項の登録の有効期間満了のれば、その期間の経過によって、その効力を失う。れば、その期間の経過によって、その効力を失う。

(登録実務講習事務の実施に係る義務)

一 登録実務講習を毎年一回以上行うこと。 実務講習事務を行わなければならない。 項第二号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により、九条の六 登録実務講習実施機関は、公正に、かつ、第九条の四: の方法により登録第九条の四第一

(新

- めるところにより登録実務 講義及び登録実務講習修了試験により登録実務講習を行うこと。 は、 登録実務講習は、 こころにより登録実務講習の一部を通信の方法により行う場合おおむね二十七時間とすること。ただし、国土交通大臣の定案実務講習は、次に掲げる事項について行うものとし、総時間

この限りでない。

(新

設

住宅宿泊事 \mathcal{O} 趣 旨 並 び に 住宅 宿 泊 管 理業者 \mathcal{O} 役割 及び 義務

受講者があらかじめ受講を申し込んだ者本人であることを確認の書面の作成に関する事項 管理受託契約並びに法第三十三条第一項及び第三十四条第に関する事項 項

Ξ. 第三号に掲げる事 項に応じ、 適切な内容 0 教 材を用 1 て登 録 実務

講師は、講義の内容に関する受講者の質問 に対 Ļ 講義中に 適切

講習を行うこと。

うか的確に把握できるものであること。 ところにより行い、受講者が講義の内容を十分に理解してい、登録実務講習修了試験は、講義の終了後に国土交通大臣の に応答すること。 いるかど

関し必要な事項をあらかじめ公示すること。
登録実務講習を実施する日時、場所その他 登 録 実務講習の 実施

九 登録実務講習に関する不正行為を防止するための措置を講じるこ

十一 登録実務講習を修了した者(以下「修了者」という。)に対しより作成した登録実務講習修了試験の合格基準を公表すること。十 終了した登録実務講習の教材及び国土交通大臣の定めるところに

録実務講習事務であると誤認されるおそれがある表示十二 登録実務講習以外の業務を行う場合にあっては、、修了証を交付すること。 示その他の **示その他の行為** 当該業務が登

(登録事項の変更の届出)

をしないこと。

日の二週間前までに、 四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとするた人条の七 登録実務講習実施機関は、第九条の四第二項第二号から第 その旨を国土交通大臣に届け出 なければならな

(新

ときも、 九 こきも、同様とする。 国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようと、 国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようと、 の外 登録実務講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した(登録実務講習事務規程) ようとする関始前に るに録

する 事 項

務講 習 \mathcal{O} 実 施 場 所に関

五四 録 納 実の 務方 講法 習に関 する 実 施 の事 方 項

十十九八七六一登登修講講 験 \mathcal{O} 方 法 に 関 す á 事 項

する 事 事

項項

実務 講 習 事 務 に 関 す る

項

にあっては、その期間 (登録実務講習事務の休廃止) (登録実務講習事務の休廃止) る

合

新 設

設

新

三 休 止 又 は 廃 止 0 理

由

財

務

諸

表等

備

付

け

及び

閲 覧

等

諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければなされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務をいう。以下この条及び第二十一条第二項において同じ。)の作成がられる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの 的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式 九 びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁の事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算条の十一登録実務講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に で作 磁算気書

2 一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。とができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録実務務講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をするこ登録実務講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録実 うない。

四 前号の電磁的記録に記録された ものの閲覧又は謄写の請求 一 財務諸表等が電磁的記録をもっ 一 前号の書面の謄本又は抄本の請 争項を紙面又は出力装置の映像面に表記録をもって作成されているときは、当..抄本の請求 に表示 公示した

イ 電子情報処理組織(送信者の使用に係ることの請求又は当該事項を記載した書面 掲げるもののうち 登録実務講習実施 た事 機関が力 項 を 電 が定めるものを破的方法で の交付の請 請の求に で あ より 0 て、 提 供 次に す

組織 使用 7 同 報が送信され をいう。 に係る電子計算機とを電気通信回)を使用する方法であって、 第十五 受信者の 条第 (送信者の使用に係る電子計算機と受信 一号及び第四 使用に係る電 四十一条第一項第一号におい回線で接続した電子情報処理に係る電子計算機と受信者の 当該電気通信回組四十一条第一項第一 当該 子計 算機 に備 線 えられ 応を通じて たフ

> 新 設

第九条の十二 (改善命令) 3 一項の規定に適合しなくなったと認めるときは、当該登録実務講習実第九条の十一 国土交通大臣は、登録実務講習実施機関が第九条の四第 第九条の十三 講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべし、同条の規定による登録実務講習事務を行うべきこと又は登録実務規定に違反していると認めるときは、当該登録実務講習実施機関に対れ条の十二 国土交通大臣は、登録実務講習実施機関が第九条の六の 講習の登録を取り消し、又は期間を定めて登録実務講習事務の全部若ずれかに該当するときは、当該登録実務講習実施機関が行う登録実務、九条の十三 国土交通大臣は、登録実務講習実施機関が次の各号のい 一 第九条の三各号(第二号を除く。)に該当するに至ったとき。しくは一部の停止を命ずることができる。 出力することにより書面を作成することができるものでなければなら前項第四号イ又は口に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を を命ずることができる。 施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきこと きことを命ずることができる。 (適合命令) (登録の取消し等) 定に違反したとき。 第九条の七から第九条の九まで、第九条の十第一項又は次条の規 正当な理由がない 。)をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じァイルに当該情報が記録されるもの のに第九条の十第二項各号の規定による請求を (新 (新 (新

三 終了した登録実務講習修了試験の問題及び答案用紙 3 登録実務講習実施機関は、第一項に規定する帳簿(前項の規定によ 3 登録実務講習実施機関は、第一項に規定する帳簿(前項の規定によ 5 終了した登録実務講習を廃止するまで保存しなければならない。 2 終了した登録実務講習の受講申込書及び添付書類を備え、登録実務講習を実施機関は、第一項に規定する帳簿(前項の規定によ 5 終了した登録実務講習修了試験の問題及び答案用紙 5 終了した登録実務講習を解するまで保存しなければならない。 5 終するとは、第一項に規定する帳簿(前項の規定によ 5 終するというによります。 5 終するとは、第一項に規定する帳簿(前項の規定によ 5 終するとは、第一項に規定する帳簿(前項の規定によりまするというによりまする。 5 終するとは、第一項に規定する帳簿(前項の規定によりまするというによりまする。 5 終するというによりまするというによりまする。 5 終するというによりまするというまするというによりまするというによりまするというまするというまするというまするというまするというまするというまするというによりまするというまするというまするというまするというまするというというまするというというまするというまするというまするというまりまするというるというまするというまするというまするというまするというまするというるとのものでものというまするというまするというまするとのものものものものものものものものものものもの 二 受馬。二 実施場所 二 実施場所 実施年月日 実施年月日 実施年月日 登録実務講習実施機関は、 3 2 第九 4 九 登録実務講習実施機関は、第一項該記録をもって同項に規定する帳簿 電子計算機その他の機器を用いて明 磁的記録媒体に記録され、必 五四 条の 登 不正の手段により第九条第一号イの登録・虚偽の報告をしたとき。第九条の十六の規定による報告を求められ、前二条の規定による命令に違反したとき。 前 証 拒んだとき。 修了者にあっては、近試験の合否の別受講者の受講番号、な の十五 登録実務講習実施機関は、録実務講習事務の実施結果の報告) 項各号に掲げる事項 の交付年月日及び 6修了証 前号に 氏 名、 る帳簿への記載に代えることができる。いて明確に紙面に表示されるときは、当要に応じ登録実務講習実施機関において 電子計 番号掲 生 年月 げ 反したとき。 りればならない。 関は、登録実務# 算機 る 日、 事 に備 登録実務講習に関する次に掲 登 項 実務講習実施機関においている。 録 \mathcal{O} 住 録を受けたとき。 れ 実務講習事務を実施 ほ 所及び登 か、 て、 修 報告をせず、 了年 録実務講習修 ·月日、 修 又は L た 当 電 て 了 了 (新

(新

第 2 第九条の十七 別九条の十六 国 (報告の徴収) ときは、 場合を含む。)の規定により書面の交付に代えて用いる同項の国土交工工工条、法第三十三条第二項(法第三十四条第二項において準用する するため必要があると認めるときは、登録実務講習実施機関に対し、九条の十六 国土交通大臣は、登録実務講習事務の適切な実施を確保 務講習に用いた教材並びに登録実務講習修了試験の問題、解答及び合修了証の交付年月日及び修了証番号を記載した修了者一覧表、登録実前項の報告書には、修了者の氏名、生年月日、住所、修了年月日、 報告書を国土交通大臣 通省令で定める方法は、 公示しなければならない。 登録実務講習事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。 格基準を記載した書面を添えなければならない。 五四 \equiv 情 (公示) 務 実施場所 実施年月日 修了者数 受講者数 第九条の九の規定による届出があったとき。第九条の七の規定による届出があったとき。 第九条第一号イの登録をしたとき。 の停止を命じたとき。 第九条の十三の規定により登録を取り消し、 受講申込者数 報通信の技術を利用する方法) 遅滞なく、 国土交通大臣 〈臣に提出しなければならない。 登録実務講習に関する次に掲げる事項を記載した 次に掲げる方法とする。 は、 次に掲げる場合に 又は は、 ただし、 その旨 登録実務講習事 当該方法は を官 報に 第十五 (新 (新 省令で定める方法は、 合を含む。)の規定により書面の交付に代えて用いる同項の国土交通十五条 法第三十三条第二項(法第三十四条第二項おいて準用する場 設 (情報通信の技術を利用する方法) 次に掲げる方法とする。 ただし、 当 該 断方法は、

とができるものでなければならない。、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成するこ

一 電子情報処理組織を利用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの

イ・ロ (略)

ものを交付する方法 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録した

(帳簿の記載事項)

第十九条 (略)

載に代えることができる。
れるときは、当該記録をもって法第三十八条の規定による帳簿への記事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示さ磁的記録媒体に記録され、必要に応じ住宅宿泊管理業者の営業所又は2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電

を保存しなければならない。各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後五年間当該帳簿よる記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)を3 住宅宿泊管理業者は、法第三十八条に規定する帳簿(前項の規定に

(住宅宿泊事業者への定期報告)

第二十一条 (略)

住宅宿泊事業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成電磁的方法をもって行うことができる。ただし、当該電磁的方法は、理業務報告書が、電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる2 前項の住宅宿泊管理業務報告書の交付については、当該住宅宿泊管

ができるものでなければならない。受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成すること

のうち、イ又は口に掲げるものをいう。第四十一条第一項第一号において同じ。)を利用する方法をいう。第四十一条第一項第一号において同じ。)を利用する方法用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織 (送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使

ロ (略)

に記載事項を記録したものを交付する方法 準ずる方法により 磁気ディスク (以 下 一磁気ディスク等」 シー 定 ディ \mathcal{O} 事項を確実に記録しておくことができる という。)をもって調製するファイル] 口 ムその 他これ する方法

(帳簿の記載事項)

第十九条 (略)

を保存しなければならない。各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後五年間当該帳簿よる記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。)を3 住宅宿泊管理業者は、法第三十八条に規定する帳簿(前項の規定に

(住宅宿泊事業者への定期報告)

第二十一条 (略)

2 覚によって 理 業務報 前項の住宅宿 算 機 告 は認 書が、 による情 識 泊管理業務報告書の交付については、 電磁的 することができない 報 が処理の 記録 用 (電子的方式 に供されるもの 方式 で作られる記録で 磁気的 をいう。 方 式そ 当該住宅宿泊 で作成され あって 人の知

の規定により書面の交付に代えて用いる同項の国土交通省令で定める第四十一条 法第五十九条第二項において準用する法第三十三条第二項(情報通信の技術を利用する方法) 2 方法は、次に掲げる方法とする。 することができるものでなければならない。 ものを交付する方法 ものを交付する方法 (略) 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録した 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録した 第四十一条 2 方法は、次に掲げる方法とする。 ものを交付する方法 ものを交付する方法 (略) (略) (略)

力することにより書面を作成することができるものでなければならなただし、当該電磁的方法は、住宅宿泊事業者がファイルへの記録を出ている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。

磁気ディスク等をもって調製するファイルに記載事項を記録し

た

の規定により書面の交付に代えて用いる同項の国土交通省令で定める四十一条 法第五十九条第二項において準用する法第三十三条第二項(情報通信の技術を利用する方法)

磁気ディスク等をもって調製するファイルに記載事項を記録した

附

則